

青森県国民健康保険給付内容一覧表

令和3年4月1日

青森県国保連合会

1. 給付の割合等

区分	給付割合	国保被保険者証の色	
		～令和3年7月31日	令和3年8月1日～ 令和4年7月31日
国保一般被保険者	7割	うすだいたいいろ 薄橙色	水色
義務教育就学前の子ども	8割		
70歳から74歳の方 (高齢受給者証との一体化証提示者)	一般 8割		
	現役並み所得者 7割		

※1 「国保被保険者資格証明書（黄色）」での受診による診療費用は、全額患者負担となります。

※2 新たに交付される被保険者証等には順次「枝番」が追加されます。但し、レセプトへの記載は令和3年8月診療（調剤）分までは不要ですが、9月診療（調剤）以降分から必須となりますのでご注意ください。

2. 医療費助成事業（法定外現物給付）

助成事業名	提示資格証名等
乳児医療 10割給付	乳児十割受給資格証
妊産婦医療 10割給付（外来のみ）	妊産婦十割給付資格証
重度心身障害者医療費助成制度（法別番号「80」）	重度心身障害者医療費受給者証
乳幼児等医療費助成事業（法別番号「81」）	乳幼児等医療費受給資格証 (実施市町村によって対象者の年齢等が異なります。)
ひとり親家庭等医療費助成事業（法別番号「82」）	ひとり親家庭等医療費受給資格証

※医療費助成事業は市町村によって内容が異なる場合がありますのでご注意ください。

3. 国保（後期高齢者医療を含む）診療報酬請求書（県外分を含む）の照会及び提出先

〒030-0801 青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル3階 TEL 017-723-1336（代表）
青森県国民健康保険団体連合会・審査課

◎ レセプトは「毎月10日」までに提出してください。但し、「10日」が土・日曜日、祝日の場合は、その日の後の休日でない日となります。

なお、オンライン請求分については、土・日曜日、祝日にかかわらず「毎月10日」までに送信していただくようお願いいたします。

※ 『特定健診等結果及び請求データ』は「毎月5日」までに事業振興課あて提出してください。但し、「5日」が土・日曜日、祝日の場合は、その日の後の休日でない日となります。（オンライン請求分も同様）

被保険者証及び資格証・認定証等の記載内容を十分ご確認ください。

※マイナンバーカードまたは被保険者証による「オンライン資格確認」を実施するためには、専用機器等の整備が必要となります。

第三者行為事案の発見のため、交通事故等の保険診療をしたときは、患者さんには市役所・町村役場への「届出の勧奨」を、レセプトには「10・第三」と「事故分点数」の記載をお願いします。